

## 転入・転出予定の外国人住民の方へ

平成24年7月9日から、外国人住民(※1)の方も住民基本台帳制度(※2)の適用対象となり、「住民票」が作成されるようになりました。住民基本台帳制度では、外国人住民の方も、町外へ引越しをする際には、転出の届出を町役場税務住民課窓口で行い、転入の届出を新たにお住まいになる市区町村で行うことが必要です。

(※1)入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する「中長期在留者」(在留カード交付対象者。「短期滞在」の在留資格や「3月」以下の在留期間を有する方などは含まれません。)および特別永住者の方などで、市区町村の区域内に住所を有する方。

(※2)住民基本台帳とは、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記載された住民票を編成するもので、住民に関する各種行政サービスの基礎となるもの。

《注意:届出が必要です。》

- ・新しい市区町村へ転入する場合。(14日以内に、転出地の市区町村から交付された「転出証明書」を、新しい市区町村に持参し、届出をしてください。
- ・同一の市区町村内で住所を変更する場合。(お住まいの市区町村にて転居の届出をしてください。)
- ・日本を出国して海外で暮らす場合。(原則としてお住まいの市区町村にて転出の届出をしてください。)

※上記の届出の際には、在留カード、特別永住者証明書(またはこれらにみなされる外国人登録証明書)のいずれかをご持参ください。なお、国外から転入される場合、空港等で在留カードが発行されなかった方については、旅券をお持ちください。

※転入や転居の届出の際、外国人住民の方を世帯主とする世帯に、外国人住民が新たに属することとなる場合などは、原則として世帯主の方とご本人との続柄を証明する文書(例:日本の市区町村で発行された婚姻の届出等に関する受理証明書など)が必要となります。

注)本国の政府等公的機関が発行した証明書については、日本語の翻訳文(翻訳者の署名のあるもの)をご用意ください。

【問い合わせ】税務住民課 住民班 TEL68-6695

## 環境美化にご協力くださる方へ

町では、毎月第3日曜日(7・8月を除く)に町民清掃を実施しています。町民清掃の実施日以外に道路の落ち葉拾いや海岸のごみ拾いなどで町の環境美化にご協力くださる方には、町民清掃用の青い袋をお渡ししますので、各区の衛生委員にご連絡ください。なお、そのごみを排出する際は、必ず各区衛生委員または町清掃センターへご連絡ください。

【問い合わせ】町清掃センター TEL68-4613

# おんじゅく お知らせ版

発行日 平成24年11月10日 NO. 612

編集 御宿町企画財政課 TEL68-2512

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

## 御宿・スペイン友好公演

スペイン大使館との共催により、高校生ギタリスト菅沼聖隆(すがぬままたか)さんのコンサートを開催します。町公民館へお申し込みのうえ、ご来場ください。

【菅沼聖隆プロフィール】

日本スペインギター協会主催

「第30回スペインギター音楽コンクール」優勝

【日時】11月25日(日) 14:00~15:00

【会場】町公民館 大ホール

【定員】200席 ※事前にお申し込みください。

【後援】町国際交流協会

【費用】無料

【申込・問い合わせ】町公民館 TEL68-2947

## 県下一斉 NPO クイズ!

県では、より多くの県民に NPO やボランティア活動のことを知っていただき、NPO・ボランティア活動への参加につなげていく取り組みとして、「NPO の日(12月1日)」及び「ちば NPO 月間(11月23日~12月23日)」を設け、NPO・ボランティア活動を集中的に PR することとしています。

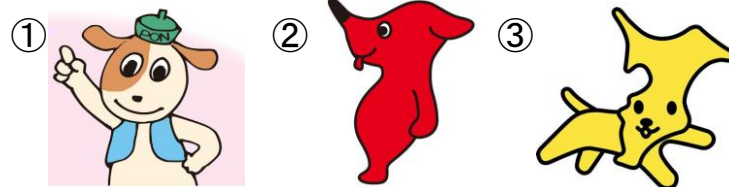
町では、その一環として行われる「NPO クイズ」を実施します。

役場4階企画財政課窓口までお越しのうえ、下記のクイズに回答していただいた方には、携帯コップとクリアファイルをプレゼントします。(プレゼントの数には限りがあります。)

※クイズの実施期間は11月23日~12月21日までです。

※携帯コップとクリアファイルは公式ツイッター @KohoOnjuku で紹介しています。ぜひご覧ください。

問題 NPO 案内犬 PON ちゃんは何色?



【問い合わせ】企画財政課 TEL68-2512

※次号の発行日は11月26日(月)になります。

## 労災職業病なんでも相談会

千葉労災職業病対策連絡会では、県民を対象に「労災職業病なんでも相談会」を開催します。労働災害や職業病に関して相談したいことがある方はご参加ください。

【日時】11月24日(土) 13:00~16:00※予約不要・当日受付

【会場】千葉市中央コミュニティセンター 6階講習室5

【対応者】弁護士、労働安全衛生管理者、ソーシャルワーカー 他

【費用】無料

【問い合わせ】千葉中央法律事務所 TEL043-225-4567

## 家事事件手続法の施行を迎えて

~家事事件手続法が、平成25年1月1日から施行されます~

○家事事件手続法とは何を定めた法律ですか?

家事事件手続法とは、家事事件(夫婦間の紛争や成年後見など家庭に関する事件のことをいい、家事審判に関する事件と家事調停に関する事件に分かれます。)の手続きを定める法律です。

※家事審判は、裁判官が様々な資料に基づいて判断し決定する手続きです。家事調停は、裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が当事者双方から言い分を十分に聴きながら、話し合いを行う手続きです。

○どうして家事事件手続法が制定されたのですか?

これまで家事事件の手続きについては家事審判法が定められており、同法は昭和22年の制定以降、大きな改正がされていませんでしたが、この間、我が国の家族をめぐる状況や国民の法意識は大きく変化し、当事者等が手続きに主体的に関わるための機会を保障することが重要になってきました。そこで、家事事件の手続きを国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容とするために、全面的に見直し、新たに家事事件手続法が制定されることとなりました。

○具体的にどのような点が見直されたのですか?

見直しのポイントとなったのは主に次の点です。

- ・当事者等の手続保障を図るための制度を充実させること
- ・家事事件の手続きを国民にとって、より利用しやすいものとする
- ・手続きの基本的事項を整備すること

◎家事事件手続法について、詳しくお知りになりたい方は、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)や、お近くの家庭裁判所の家事手続案内をご利用ください。

## 家庭教育相談所の開設

家庭教育に関する不安や悩みなどについて、町家庭教育指導員が相談に応じます。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

【日時】11月21日(水) 9:00~11:00 13:00~15:00

【会場】町公民館

【問い合わせ】町公民館 TEL68-2947